# 12月号の付録は2本立て!!



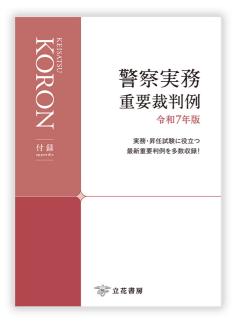
## めくって覚える犯罪の成立要件! カードとスマホの二刀流!

●本をじっくり読む時間なんてないよ…を解決しました!犯罪名と犯罪成立要件をカードの表裏に配置し、犯罪名⇔犯罪成立要件をどちらからでも覚えられるようにしました。

Web版はスマホゲーム感覚で取り組むこともできます。

●これは犯罪になる?現場で出くわしやすい犯罪と、 その成立要件をまとめました!

児童買春禁止法、児童福祉法、労働基準法、リベンジポルノ防止法、AV出演被害防止・救済法、酩酊者規制法などから、現場で遭遇しやすい犯罪をピックアップして成立要件をまとめました。



他にはない 「警察実務に役立つ」視点から 作られた最新の重要判例集!

第1編 一般刑事法

第2編 組織犯罪対策·生活安全

第3編 交通

第4編 公安·外事

第5編 憲法·行政法

# お試し読み

## 擬律判断要素 暗記カード 特別法 使い方ガイド

表





#### 暗記カードはスマホでも!!

URLは本付録に記載されています。



## 警察実務重要裁判例 目次

#### 第 1 編 一 ·般刑事法

刑法	•	特別刑法	
בעונות		イサカリハリルム	

	一一 一
1	家屋の木製フローリング床に灯油を散布し、ライターで点火した紙片を 床面上に置いて火を放ったが、床の一部を炭化させたにとどまり、自然 鎮火した事案につき、現住建造物等放火未遂罪の成立を認めた事例
	P12
2	被告人が、公判に出廷予定の証人に対して、証人尋問を望まない旨の手紙を送付して閲読させた事実について、刑法105条の2にいう「威迫」に該当するものの、同条の「面会強請」「強談」には該当しないと判断した事例
	P16
3	対価を得る代わりに性交等をすることを同意している16歳未満の被害者と性交した場合であっても、被告人には不同意性交等の罪が成立する旨判示された事案
	P23
4	町から自己名義の預金口座に金銭が誤って振り込まれたことを利用して、自己の携帯電話機を使用し、銀行の電子計算機に正当な払戻権限があるような虚偽の情報を与え、オンラインカジノサービス利用料金を支払った行為に電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた事例
	P27
5	先行行為者が、強盗の犯意をもって被害者に暴行を加えて傷害を負わせた後、被告人が、被害者の反抗が抑圧された状態にあることを認識しながら、先行行為者らと意思を相通じて、同人らとともに被害者から財物を奪取した事案において、被告人に強盗罪の承継的共同正犯の成立を肯定した事例
	P32

6	偽造通貨行使事件において、当該偽造通貨の収得時の偽造の認識が認め られた事案
	P36
7	被告人が、ALSに罹患した被害者からの嘱託を受けて同人を殺害した 行為に社会的相当性を認める余地はなく、嘱託殺人罪が成立すると判示 された事案
_	
8	IP電話回線の利用サービスの提供について、幇助行為性及び幇助の故意が争われた詐欺幇助被告事件において、これらをいずれも認めて被告人を有罪とした事案
	P46
9	インターネットを介し、電子書籍販売サイトに対象者の前科に言及する情報を記載した電子書籍を掲示した被告人が、本件電子書籍の掲示を停止させる等の措置を講じなかった不作為による名誉毀損罪の成否について、刑法230条の2第1項の目的の公益性に係る判断を示した事例
10	浄水施設等の運転業務に関する職務に従事していた被告人が、浄水施設 除草工事の下請業者を推奨した行為が、「職務行為」として行われたと 認められた事例
	P57
1	司法解剖の鑑定処分許可状に記載された鑑定人とは別の医師の執刀により行われた解剖は、同許可状によって許された処分ということはできず、 そのような運用は是正される必要があるとの判示がされたが、当該事案 における事情の下では同医師の原審公判供述の証拠能力は否定されない
	と判示された事案 P62
	1 02

2	警察官職務執行法3条1項1号による保護(以下「1号保護」という。)を行う際、要保護者の承諾がなくても所持品検査を行うことが許される場合があるとされた事案 P66
3	一審と控訴審で足跡鑑定の結果に関する評価が分かれた事例 P72
4	警察官の職務質問において、被告人の手首をつかみ続けた行為が警職法 2条1項の職務質問を行うために停止させる方法として必要かつ相当 な範囲を超えるとされた事案
	P77
5	温泉施設において被告人が返却した館内着から覚醒剤が発見された覚醒剤所持の事案につき、原審裁判所が防犯カメラ映像の動画の一部のみを採用して動画全体の請求を却下したことなどについて、審理不尽であり訴訟手続の法令違反とした事例
6	P81 留置担当者が、被疑者が所持していた被疑者ノートを点検し、一時的に 持ち去るなどした事案につき、点検については違法とは認められないも のの、持ち去りについては接見交通権及び黙秘権を侵害するものとして 違法である旨判示された国家賠償請求事件
7	代表者聴取の録音・録画記録媒体が刑事訴訟法321条1項2号で採用された事案
	P92
8	代表者聴取の録音・録画媒体が刑事訴訟法321条の3で採用された事案 P96

#### 第2編 組織犯罪対策・生活安全

組織犯	7罪	閱	伾
ハロルはどう	レヲF	ᅜ	1713

- 2 一連の組織的な詐欺等の事案において、受け子兼出し子役の被告人が、 詐取した被害者のキャッシュカードを利用して、ATMで各被害者名義 の口座から被告人らが管理する第三者名義の各振込先口座に振込送金し ていた電子計算機使用詐欺罪とその際の各犯罪収益等取得事実仮装の罪 の事案において、犯罪収益等取得事実仮装罪相互の罪数関係、各電子計 算機使用詐欺罪と犯罪収益等取得事実仮装罪の罪数関係について、判示 した事例
- 3 他人名義のクレジットカードを不正使用して商品を詐取した事案において、詐欺とは別に犯罪収益等取得事実仮装罪は成立しないとした一審判決を破棄し、同罪の成立を肯定した事例
- 「同居する実弟の同意を得て同人名義のETCカードを利用して同人が乗車していない自動車で高速道路を走行する行為につき、電子計算機使用 詐欺罪の成立を認めた原判決を是認した事例

#### 薬物関係 ——

1 保護手続の解除後、被告人に覚醒剤取締法違反の嫌疑があるとして強制 採尿令状等の発付を請求しつつ、警察官が、裁判所が同令状等を発付す るまでの間、共同住宅に帰宅した被告人方居室の玄関ドアにスリッパを挟 んで閉じさせず、付近の階段で待機するなどした上で、自ら居室から出 た被告人に対して同令状等を執行することによって被告人の尿及び覚醒 剤等を押収した行為について、捜査の一部について違法と認定した事例

-----P123

--- P107

----- P118

2	被告人方の捜索・差押えを実施するに当たり、被告人が身柄拘束中であり、被告人方に被告人が不在であった以上、被告人に令状を呈示することなく、捜索・差押えに立ち会った地方公共団体職員に対して令状を呈示した上で捜索・差押えを実施したとしても、違法はないとした事例 P129
1	グループLINEを利用して賭けの申込みを行っていた常習賭博事案に関し、賭博の相手方が誰であるかの認識は賭博罪における故意の要素とはいえず、また、賭博の申込みという実行行為の主要な部分が日本国内で行われることの認識に欠けるところはないとして、常習賭博罪の成立を認めた事例
	P135
2	いわゆる AV 出演被害防止・救済法の定める出演契約に係る説明義務及び出演契約書等の交付義務について憲法 22 条 1 項に違反するものではないとした原審の判断を是認した事例 P140
3	いわゆる児童ポルノ製造罪に関し、児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法律7条4項の児童ポルノ製造罪に該当するとしても、なお、同条5項の児童ポルノ製造罪が成立するとした事例
_	
4	買受人に被害者に対する性的行為をさせるため、睡眠導入剤により深い 睡眠状態に陥った被害者をホテルの客室内で買受人に引き渡した行為に ついて、人身売渡し罪における支配の移転を認めた事例
	P152

# 第3編 交通

1	自殺企図による飛び出しの疑いがある以上、反応が遅れる可能性は否定できないとして、予見可能性は肯定しつつ、結果回避可能性を否定して無罪とした事例 P158
2	殊更赤信号無視の犯意を認定して有罪を認定した危険運転致死事例 
3	東名高速あおり運転事件第二次控訴審判決 P168
4	路上横臥していた被害者を轢過・死亡させた過失運転致死罪については 予見可能性を否定して無罪とし、救護義務違反及び報告義務違反については事故の未必的認識を肯定して有罪とした事例
5	アルコールによる正常運転困難状態と故意を認定し、自動車運転死傷処罰法3条1項の成立を認めた原審の認定が維持された事例 P178
6	園バスで幼稚園児が気付かずに放置され熱射病で死亡した事故について 業務上過失致死罪の成立を認めた事例
7	P182 タクシー運転手が犯した死亡交通事故について、中程度の認知症の影響を認めつつ、過失運転致死罪の成立を認めた事例
8	平坦な直線道路上における高速度運転で制御困難高速度類型の危険運転 致死罪の成立が認められた事例

#### 第4編 公安・外事

#### 労働関係 —

1 使用者が労働者の賃金台帳に虚偽の労働日数を記入した行為について、賃金台帳に「賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項」(以下「所要事項」という。)の記入を求める労働基準法108条及びその処罰規定である同法120条1号に違反するとして起訴された事案において、それらの規定が処罰の対象とする行為には所要事項の虚偽記入を含まないとの解釈の下、被告人を無罪とした原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがあるとして、原判決を破棄・自判の上、有罪判決を言い渡した事例

-----P198

#### 外事関係 ——

1 国立研究開発法人の研究員である被告人が、同法人の研究成果である化学物質の合成技術情報が記録されたファイルデータを、外国企業の従業員宛てにメール送信して開示した行為につき、同情報の営業秘密該当性を認めた上で、被告人に不正競争防止法違反の成立を認めた事例

-----P202

# 第5編 憲法・行政法

1	SNS上の投稿等が国民の信託に背反しているとして裁判官が罷免された事例
	P208
2	飲酒運転等を理由とする市職員の懲戒免職・退職金全部支給制限処分が 裁量権の濫用に当たらないとした事例
	P213
3	検察官による取調べの録音・録画記録媒体に対する文書提出命令が認め られた事例
	P218